

教職員が新型コロナウイルスに罹患した場合

- 所属の庶務担当部署に、罹患のため勤務を休む旨を連絡してください。
 - ・適用就業規則に規定される休暇制度（病気休暇、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合の休暇、年次休暇など）など、勤務を休む手続きをしてください。

※「病気休暇」、「負傷又は疾病のため療養する必要がある場合の休暇」を取得する場合は、罹患したことが分かる書類（治療薬の領収書、陽性結果が分かるものなど）を庶務担当部署にご提出ください。

○医師の診断を受けた場合はその指示に従い、医師から特段の指示が無い場合は、以下の期間、自宅で療養してください。

症状のある方：発症日を0日として、5日間かつ症状軽快後24時間程度経過

症状のない方：検体採取日を0日目として5日間

なお、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるため、周りの方へうつさない配慮をしてください。

- ・マスクを着用する。
- ・高齢者等ハイリスク者との接触は控える。

10日を過ぎても、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスク着用など咳エチケットを心がけてください。

※勤務の取扱いについては、所属の庶務担当係にお問合せください。